

八街市水道事業公営企業会計システム導入事業仕様書（データ移行）

（目的）

第1条 本業務は、八街市水道事業の経営、財務内容の明確化及び透明性の向上を図り、安定的かつスムーズに公営企業会計システム（以下「システム」という。）の導入にともなう既存システムのデータ移行をおこなうことを目的とする。

（準拠する法令、規定等）

第2条 本業務の実施にあたっては、業務委託契約書、本仕様書、八街市水道事業公営企業会計システム導入事業業務契約書及び仕様書によるほか、関係法令等を遵守して行うものとする。

（提出書類）

第3条 受注者は、本業務の実施にあたり発注者と十分な協議をおこない、次の各号にあげる書類を発注者に提出し、その承認を得るものとする。

- （1）着手届
- （2）実施計画書
- （3）業務管理者通知及び従業員名簿（業務管理者については、経歴書を含む）
- （4）業務実施体制及び緊急連絡先
- （5）工程表
- （6）業務完了届
- （7）その他発注者が指示する書類

（データ移行及び環境設定）

第4条 受注者は、次のデータについて移行（変換含む）及び設定を行い、円滑に本システムの稼働ができるよう準備するものとする。

- （1）予算及び勘定科目データを移行すること。
- （2）債権者データを移行すること。
- （3）金融機関データを移行すること。
- （4）企業債データを移行すること。
- （5）予算科目及び勘定科目ごとの仕訳パターンデータを移行すること。
- （6）固定資産データを移行すること。過去の償却明細や除却明細をすべて移行すること。
- （7）予算科目ごとの消費税区分（課税、非課税、不課税、税率）データを移行すること。
- （8）月例監査・決算帳票を移行すること。
- （9）当初予算及び補正予算の要求算出基礎データを移行すること。
- （10）当初予算及び補正予算の財務諸表を移行すること。

- (1 1) 伝票データを移行すること。
 - (1 2) 未収金・未払金データを移行すること。
 - (1 3) 勘定残高を移行すること。
 - (1 4) 工事台帳データを移行すること。
 - (1 5) 給水受付データを移行すること。
 - (1 6) 貯蔵品データを移行すること。
 - (1 7) 提案する本システムを稼働するために不可欠なマスタの現行システムからのデータを移行すること。
 - (1 8) その他システム運用に必要なデータを移行すること。
- 2 本業務については、令和3年4月1日より伝票運用を開始するため、令和3年度伝票と令和2年度決算伝票を並行で起票できることを条件とし、データ移行については期限までに令和3年3月31日時点の状態にして移行すること。
 - 3 データ移行における役割分担は、次のとおりとする。
 - ア 受注者が主体となって移行作業を行うこと。
 - イ 発注者の作業が必要最小限となるよう検討し、その内容を予め提示すること。
 - ウ 発注者が提供するデータを導入するシステムのフォーマットに変換して移行すること。
 - エ データ移行によりシステム上で不足するデータは、原則として受注者側で確認を行い、データの補完又はシステム変更にて対応すること。
 - オ テストを十分繰り返し検証し、データを漏れなく確実に移行すること。
 - 4 前項の作業において、発注者と受注者は十分な協議の上、対応することとする。

(成果品)

第5条 本業務の成果物は以下のとおりとする。また、発注者指定の記録媒体での提出も行うこと。

- (1) 予算及び勘定科目データ
- (2) 債権者データ (件数：約550件)
- (3) 金融機関データ (全国銀行協会の最新データ)
- (4) 企業債データ (件数：約80件)
- (5) 予算科目及び勘定科目ごとの仕訳パターンデータ
- (6) 固定資産データ (過去の償却明細や除却明細をすべて移行すること。件数：非償却資産データ約20件、償却資産データ約800件、償却及び除却明細：約17,000件、長期前受金収益明細：約17,000件)
- (7) 予算科目ごとの消費税区分 (課税、非課税、不課税) データ
- (8) 月例監査・決算帳票 (過去2年分の例月資料及び決算資料全て)
- (9) 当初予算及び補正予算の要求算出基礎データ (令和元年度、令和2年度、令和3年)

度) 約 21,000 件

- (10) 当初予算及び補正予算の財務諸表(令和元年度、令和2年度、令和3年度) 予定損益計算書、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、決算見込等
 - (11) 伝票データ(令和元年度、令和2年度の2年間分の伝票データ移行は必須とする。件数:約2,800件/年間)未収金・未払金・前払金・資金前途・精算のデータも対象とする。
 - (12) 未収金・未払金データ(年度末時点での件数:未収金約20件、未払金約30件)
 - (13) 勘定残高
 - (14) 工事台帳データ(件数:約230件)
 - (15) 給水受付データ(件数:約700件)
 - (16) 貯蔵品データ(入出庫件数、約1,185件、先入先出法により管理しており、入出庫履歴を含む全てを移行すること。)
 - (17) 提案する本システムを稼働するために不可欠なマスタの現行システムからのデータ
 - (18) その他システム運用に必要なデータ
- 2 前項のデータ移行をおこない、導入システムが稼働できる状態を確認すること。

(納品場所)

第6条 本業務の成果品納入場所は次のとおりとする。

八街市榎戸415番地 八街市水道課